

自宅を購入する方**必見!**

# 幸手市しあわせ家族 ウェルカム補助金

補助額  
**20万円!!**

新 築  
建売住宅  
中古住宅  
すべてOK



## 【受付期間】

前期:令和5年(2023年)7月3日(月)~7月24日(月)

後期:令和6年(2024年)1月4日(木)~1月25日(木)

※令和5年度の事業予算額は400万円です(前期200万円、後期200万円を予定)。

※受付期間内に申請が集中した場合、抽選により交付候補者を決定することがあります。

※前期または後期のいずれか1回のみ申請できます。

抽選により交付候補者から外れてしまった場合、次回の申請はできません。

【要件】 **※以下の世帯要件および住宅要件のすべてを満たしている方が対象となります。**

## ～世帯要件～

- ①若者夫婦世帯であること(夫婦ともに申請年度の4月1日現在で40歳未満であり、同居している夫婦を含む世帯であること)。
- ②市外から令和4年4月1日以降に転入していること(住宅を取得する直前に夫婦ともに1年以上継続して市外に居住、住民登録をしていたこと)。
- ③転入後、3年以上その住宅に居住する予定であること。
- ④世帯員全員が、市税を滞納していないこと。

## ～住宅要件～

- ①工事請負契約書または不動産売買契約書の契約締結日が令和4年4月1日以降であり、市内に初めて所有する住宅であること。
- ②新築または売買により取得した住宅であること(中古住宅、マンションを含む)。
- ③建築基準法、その他法令に基づき適正に建築された住宅であること。
- ④居住床面積が75㎡以上であること。
- ⑤申請者の名義で所有権保存登記または所有権移転登記をした住宅であり、申請日の時点で登記完了から1年以内であること。

【補助金額】 **20万円(上限額)**

※住宅取得(建物)価格(税抜き)の5%の金額を補助いたします。



## 【問い合わせ先】



〒340-0192 幸手市東4丁目6番8号

幸手市役所 総合政策部 政策課

(市役所本庁舎2階)

TEL 0480-43-1111 (内線242・243・244)

FAX 0480-43-3783

メール seisaku@city.satte.lg.jp

幸手市シティプロモーションロゴマーク



このまちが好き 幸手市

## 【申請から交付までの流れ】

### ① 申請書の提出

○申請書を幸手市役所 政策課窓口（本庁舎2階）へ持参、または政策課あて電子メール（[seisaku@city.satte.lg.jp](mailto:seisaku@city.satte.lg.jp)）に添付して提出してください。窓口で申請される方には申請時に、電子メールで申請される方には後日返信メールで受付番号をお知らせします。  
※申請書を提出される際、必要書類の提出は不要です。

### ② 交付候補者のお知らせ

○交付候補者となった方の受付番号をホームページで公開いたします。ご確認をお願いいたします。（前期：8月上旬／後期：2月上旬）  
※申請者多数の場合には抽選を行うことがあります。

### ③ 必要書類の提出

○交付候補者となった方は、各受付期間で定めた期限まで（前期：8月中／後期：2月中）に、下記「提出書類」に基づいて必要書類を政策課窓口へ持参してください。

### ④ 審査

○提出いただいた申請書と必要書類をもとに審査を行います。補助金の交付要件を満たしていることを確認できた場合、交付決定通知書を郵送いたします。

### ⑤ 請求

○交付決定通知書と同封の「補助金交付請求書」に必要事項を記入のうえ提出してください。

### ⑥ 振込

○「補助金交付請求書」を政策課で受領後、指定された口座への振込により補助金を交付いたします。

【実施期間】 令和5年度(2023年度)を実施期間とし、年度毎に申請を承ります。

## 【申請方法】



### 書類提出先

幸手市役所 政策課（本庁舎2階）



### 受付時間

午前8時30分～午後5時15分（土日祝日及び年末年始を除く）



### 提出書類

（申請書）※前期：令和5年7月3日（月）～7月24日（月）／後期：令和6年1月4日（木）～1月25日（木）

① 幸手市しあわせ家族ウェルカム補助金交付申請書（様式第1号）

（必要書類）※前期：令和5年8月1日（火）～8月31日（木）／後期：令和6年2月1日（木）～2月29日（木）

② 申請者及びその配偶者が1年以上継続して市外に居住していたことが証明できる戸籍の附票 ※1  
または住民票の除票の写し（原本）※2

③ 申請者世帯全員の住民票の写し（原本）※3

④ 申請者世帯全員の個人住民税の納税証明書または非課税証明書（直近のもの）（原本）※4

⑤ 工事請負契約書または不動産売買契約書の写し ※原本も持参してください

⑥ 建築基準法第7条の2第5項の規定による検査済証の写し（新築の場合に限る）

⑦ 建物の登記事項証明書（原本）※5

（※1）本籍地の市町村で取得できます。

（※2）従前の住所地の市町村で取得できます。

（※3）幸手市役所の市民課窓口で取得できます。

※本人や同一世帯員以外の方が「住民票の写し」を請求する際は委任状が必要になります。

（※4）令和5年1月1日現在の住所地の市町村で取得できます。

（※5）お近くの登記所（法務局、支局、出張所）で取得できます。

※幸手市の不動産登記管轄：さいたま地方法務局 久喜支局  
〒346-0005 久喜市本町4丁目5番28号  
TEL：0480(21)0215（代表）

【注意】各証明書を取得する際、有料となる場合があります。

- ・申請書（様式第1号）は、政策課で配布するほか、市のホームページからダウンロードすることもできます。
- ・提出書類に不備がある場合は、交付が出来ませんのでご注意ください。